

金沢大学（宝町）総合研究棟改修施設整備等事業

落札者決定基準

平成 16 年 9 月 27 日

目 次

第 1	本書の位置付け	1
第 2	審査にあたって	1
第 3	審査方式	1
第 4	参加資格審査	3
第 5	提案内容審査	8
1	入札価格の確認	8
2	基礎審査	8
3	加点審査	8
第 6	落札者の決定	10

第1 本書の位置付け

金沢大学（宝町）総合研究棟改修施設整備等事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、金沢大学（以下「大学」という。）が金沢大学（宝町）総合研究棟改修施設整備等事業（以下「本事業」という。）を実施する選定事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うに当たって、入札に参加しようとするものを対象に交付する入札説明書と一体のものである。

なお、本「落札者決定基準」で使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語と同一のものである。

第2 審査にあたって

本事業を実施する民間事業者は、国立大学法人金沢大学（以下「大学」という。）の事業経費の縮減に加えて、専門的な知識やノウハウ（企画力、技術力、維持管理能力、運営能力、事業経営力、資金調達能力等）を発揮し、長期にわたって安定的に事業を遂行することが求められるため、このような事業者を選定するに当たって、競争性、透明性及び公平性を確保することが必要である。

これらのことから、応募者から提出された提案の審査は、主として学識経験者等の外部委員により構成される「事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

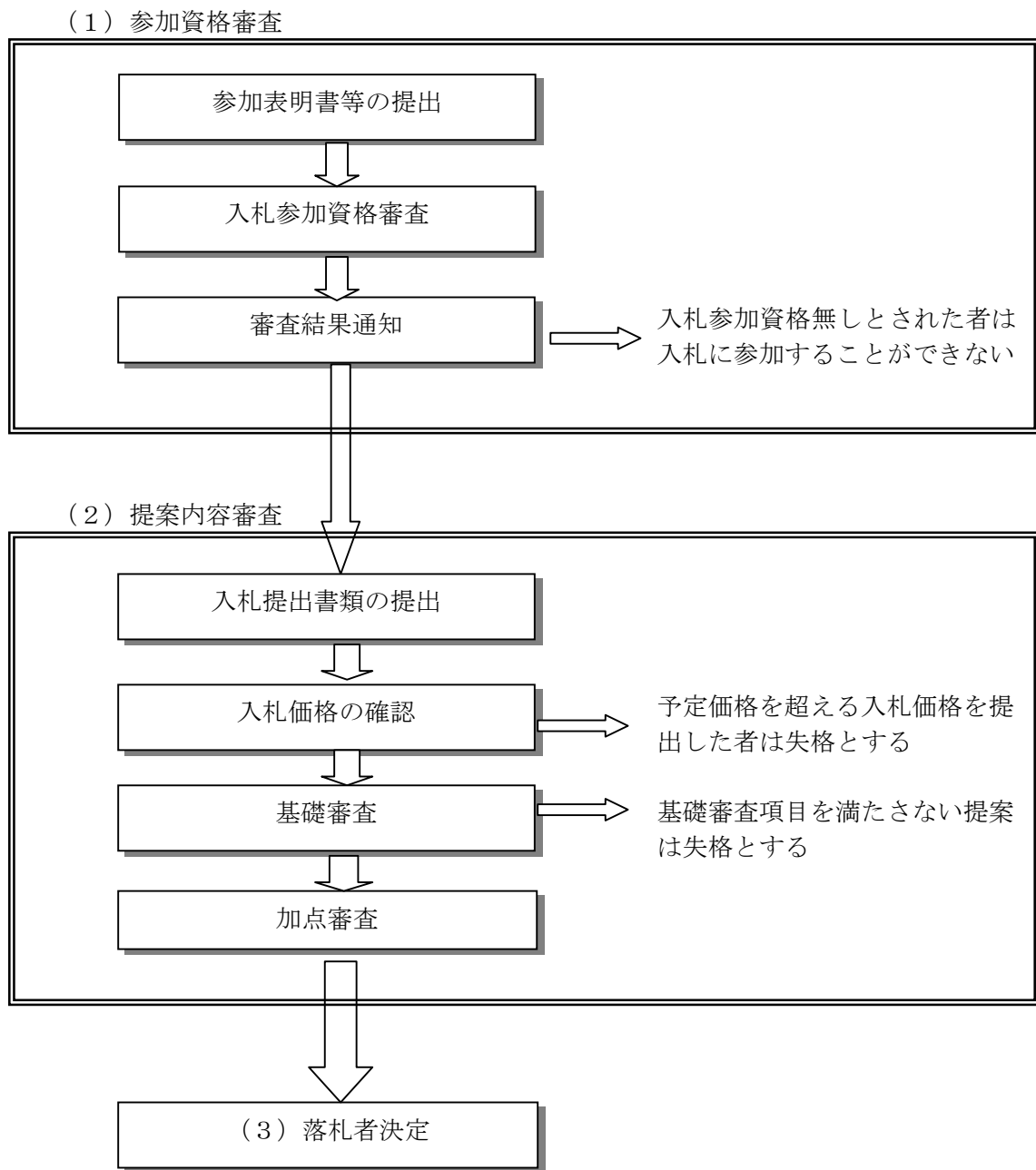
第3 審査方式

「落札者決定基準」は、上述したように、価格面のみならず、事業の安定性をはじめ、技術力、環境面の配慮など、様々な視点から応募者の提案を評価する総合評価一般競争入札方式により落札者を決定するための基準として示すものである。

したがって、要求水準書等の内容について、応募者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すことに配慮する。

総合評価一般競争入札は、「資格等要件審査」と「提案内容審査」の2段階により行われる。応募者の提案内容が、各審査段階における基準を満たさない場合、当該応募者は失格とみなされる。「提案内容審査」では、「入札価格の確認」及び「基礎審査」「加点審査」を経て、最優秀応募者を決定する。概要については以下に示すとおりである。

図 3-1 落札者決定までの流れ



第4 参加資格審査

大学は、参加表明書等により、入札説明書に記載の応募者の備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。資格不備の場合は失格とする。

参加資格審査の確認内容は、表 4.1 に示すとおりとする。なお、これらの入札参加資格は、応募者から提出された参加表明書等に基づいて確認する。

表 4.1 参加資格審査の確認内容

	確認内容
応募者の参加要件等	①国立大学法人金沢大学会計細則第28条及び第29条に該当しない者であり、かつ同細則第30条に規定する資格を有する者であること。
	②会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て（同法附則第2条の規定により、なお、従前の例によることとされる更生事件にかかる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立てを含む。）をしていない者で、かつ民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしていない者であること。
	③参加表明書等の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、本学の規定に基づく指名停止等を受けていないこと。
	④大学が本事業について、アドバイザー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社、パシフィックコンサルタンツ株式会社が本アドバイザー業務において提携関係にある三井安田法律事務所（法務アドバイザー）及び株式会社坂倉建築研究所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。 ここで、資本面若しくは人事面において関連がある者とは、 （ア）資本面における関連 当該受託者等が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者 （イ）人事面における関連 当該受託者等が代表権を有する役員を兼ねている者
	⑤本施設の基本設計の作成に関与した者が、応募グループの構成員もしくは協力会社となっていないこと。
	⑥応募企業又は応募グループの構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募企業又は応募グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。
	⑦審査委員会の委員が属する企業ないし組織が応募企業又は応募グループの構成員又は協力会社となっていないこと。
	⑧直近1年間の法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

<p>①設計に当たる者 (複数の者で実施する場合は、全ての者がア～エを満たすこと)</p>	<p>ア 文部科学省において、平成15・16年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。</p>
	<p>イ 経営状況が健全であること。 なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先からの取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。</p>
	<p>ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。</p>
	<p>エ 建築士法(昭和25年法律202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っているもの。</p>
	<p>オ 平成6年度以降に、担当者(相当程度の責任をもって業務に従事した者)として、下記に示す設計業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。</p> <p>■業務実績 (ア) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上4階建て以上かつ延べ面積5,000㎡以上の校舎又は研究施設の全面的な改修に関する設計業務。 (イ) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で耐震補強工事(免震構法、制震構法を含む)を伴う改修に関する設計業務。</p> <p>ただし、(ア)及び(イ)両方の実績は、同一改修工事であることは要しない。</p>

<p>②改修・建設に当たる者 (複数の者で実施する場合は、全ての者がア・イを満たすこと)</p>	<p>ア 改修・建設に携わる応募企業、応募グループの構成員又は協力会社は、文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において、「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣決定)第1章第4条で定めるところにより算定した点数(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記2の点数)が次の点以上であること。</p> <p>建築一式工事 1,250点以上 電気工事 950点以上 管工事 950点以上</p> <p>なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。 また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての応募企業又は応募グループの構成員又は協力会社が上記を満たすものとする。</p>
	<p>イ 提案内容に対応する建設業法(昭和22年法律第100号)の許可業種につき許可を有して営業年数が5年以上ある者であること。 ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が出来ると認められる場合においては、許可を有して営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことが出来るものとする。</p>
	<p>ウ 平成6年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記の基準を満たす各工事に対応した工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)</p> <p>なお、複数の建設企業が下記に示す建設工事ごとに共同して施工する場合にあっては、そのうち1者が工事種類ごとに施工実績を有すれば良いものとする。</p> <p>■ 施工実績 (ア) 鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上4階建て以上かつ延べ面積5,000㎡以上の校舎又は研究施設の全面的な改修。 (イ) 鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造で耐震補強工事(免震構法、制震構法を含む)を伴う改修。</p> <p>ただし、(ア)及び(イ)両方の実績は、同一改修工事であることを要しない。</p>

	<p>エ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配属できること。</p> <p>a) 建築工事 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士若しくは技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建築部門とするものに合格した者）の資格を有する者、又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。</p> <p>b) 電気設備工事 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とするものに限る。）とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。</p> <p>c) 機械設備工事 一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門又は衛生工学部門又は総合技術管理部門（選択科目を「機械－流体機械」、「機械－冷暖房及び冷凍機械」、「水道」又は「衛生工学」とするものに限る。）とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。</p> <p>d) 平成6年度以降に、元請として完成・引渡し完了した上記②ウに掲げる工事の経験を有する者であること。</p> <p>e) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。</p> <p>なお、上記b)、c)を担当するものはウ（イ）の施工実績を有することを要しない。</p>
<p>③維持管理に当たる者 （複数の者で実施する場合は、全ての者がア・イを満たすこと）</p>	<p>ア 文部科学省競争参加資格（全省庁統一規格）において、平成16年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のA、B、又はC等級に格付けされている者であること。</p> <p>イ 請負を実施するに必要とする資格（許可、登録、認定等）を有していることを証明したものであること。</p>

④工事監理に当たる者 (複数の者で実施する場合は、全ての者がア～エを満たすこと)	ア ①アに同じ。
	イ ①イに同じ。
	ウ ①ウに同じ。
	エ ①エに同じ。
	オ 平成6年度以降に、担当者(相当程度の責任をもって業務に従事した者)として、下記に示す工事監理業務に従事し、完了した経験を有する者を建築工事、電気設備工事、機械設備工事にそれぞれ専任で配置できること。 ■ 業務実績 (ア) 鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上4階建て以上かつ延べ面積5,000㎡以上の校舎又は研究施設の全面的な改修工事、又は新営工事の監理業務。 (イ) 鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造で耐震補強工事(免震構法、制震構法を含む)を伴う改修工事の監理業務。 ただし、(ア)及び(イ)両方の実績は、同一改修工事であることを要しない。
⑤運営に当たる者 (複数の者で実施する場合は、全ての者がアを満たすこと)	ア 文部科学省競争参加資格において、平成16年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のA、B、C、又はD等級に格付けされているものであること。
	イ (財)葬祭ディレクター技能審査協会が実施する「葬祭ディレクター技能審査」において、1級と認められたものを、円滑かつ確実に配置できること。
	ウ 一般貨物自動車運送事業(霊柩車)の許可申請を有すること。
	エ 法医解剖の補助業務を実施する際に、特定化学物質等作業主任者を1名以上円滑かつ確実に配置できること。
<p>なお、参加表明書等により参加の意思を表明した応募グループの構成員又は協力会社を新たに変更及び追加することは原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合(指名停止等に該当する場合は除く。)は大学と協議を行う。協議の結果、大学が妥当と認めた場合には、応募グループの代表企業以外の構成員又は協力会社を、競争参加資格の確認を受けた上で入札提出書類(競争参加資格等の確認に示す応募者が入札時に提出する書類等をいう。以下同じ。)の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。</p>	

第5 提案内容審査

1 入札価格の確認

大学は、入札書類に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は失格とし、次項以降の審査は行わない。

2 基礎審査

応募者からの提出書の各様式に記載された内容（以下、「提案内容」という。）が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査を通過したものは加点審査に進むことができ、基礎審査において、1項目でも基準に満たない場合には失格とする。

なお、基礎審査項目を全て満たした提案については、基礎点として50点を付与する。

- ① 提案内容全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。
- ② 提案内容全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。
- ③ 提案内容が要求水準書の内容を満たしていること。
- ④ その他、入札説明書等で規定している提案条件を満たした提案内容となっていること。

3 加点審査

(1) 加点項目の審査

審査委員会は、提案内容のうち表5.2に示す「加点審査」に該当するものについて、50点満点で評価し、「加点」として得点化する。なお、審査委員会では、各評価項目に対し、評価の理由を明らかにした上で得点化する。

なお、得点化に際しては、以下に示す5段階評価による得点化方法をとっている。

表 段階評価の方法

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	当該評価項目について特に優れている	配点×1.0
B	AとCの中間程度の評価	配点×0.75
C	当該評価項目について優れている	配点×0.5
D	CとEの中間程度の評価	配点×0.25
E	当該評価項目について優れているとは認められない	配点×0.0

表 5.1 内容点の評価項目及び評価内容と配点

項目		評価の視点	配点
施設整備に関する事項	耐震補強(強度・耐久性)	施設の耐久性向上に資する効果的な耐震補強計画	4
		利便性を考慮した効果的な耐震補強計画	
	外装計画	ユニバーサルデザインへの対応について優れた提案	3
		医学部キャンパスにおける教育研究施設として、周辺環境との調和や品格、親しみやすさ等の観点から優れたデザイン	
	機能性	各室間の間仕切り変更の容易性(フレキシビリティ)に関して効果的な提案	9
		建築材料及び設備機器のメンテナンス容易性・更新容易性等、保全性に関する具体的提案	
		施設利用者の施設の使い易さの向上に資する効果的な提案	
		主動線や共用部において、利用者の交流、くつろぎの場の創出に関して優れた提案	
		医学系研究科、医学部内の機能連携や病院との教育連携に配慮した計画	
	北陸地方の地域性に配慮した計画		
	災害時における対応	災害時における設備等の機能確保に資する効果的な提案	2
		災害時における施設利用者の安全性確保に資する効果的な提案	
	解剖実習棟に関する計画	解剖実習、法医解剖、講義の3つの機能が互いに干渉せずに円滑に利用できる計画	3
		臭気対策等、良好な実習・講義環境を実現する効果的な提案	
		将来のIT化に対応した基盤整備に配慮した計画	
施設環境への配慮	事業期間にわたる廃棄物等の発生抑制や処理に関する効果的な提案	3	
	事業期間にわたる省エネルギー・省資源化に資する具体的提案		
	エコマテリアルの使用等、施設利用者によりやすく、環境負荷軽減に配慮した具体的提案		
施工計画	施工期間中における円滑かつ安全な大学運営に配慮した施工計画	4	
	近隣対策等、周辺環境に十分配慮した施工計画		
	その他、複数年度・複数棟にわたる施工を考慮した円滑かつ確実な施工計画		
小 計			28
維持管理に関する事項	保守管理業務	業務実施・連絡体制、実施内容及びその方法の効果的かつ具体的提案	4
		修繕等における迅速な対応についての効果的かつ具体的提案	
	清掃業務	業務実施・連絡体制、実施内容及びその方法の効果的かつ具体的提案	2
	警備業務	業務実施・連絡体制、実施内容及びその方法の効果的かつ具体的提案	2
小 計			8
運営に関する事項	教育研究の補助業務	解剖実習及び法医解剖の補助業務の円滑かつ確実な履行が認められる具体的提案	3
	学校事務業務	献体の搬送・搬出及び合同慰霊祭等の事務業務の円滑かつ確実な履行が認められる具体的提案	3
		個人情報管理への対応についての効果的かつ具体的提案	
小 計			6
事業計画に関する事項	リスクへの対応	リスクの管理方法や発生時の対処方法等の具体的提案	2
	資金調達の確実性・安定性	事業者の資金調達に関する確実性と事業期間にわたる安定性の確保に関する計画内	2
	事業全体のマネジメント	事業全体の円滑かつ確実なマネジメントの方針及び具体的方策	2
	その他	事業全体に対してその他特に評価すべき事項	2
小 計			8
合 計			50

(2) 優秀提案者の選定

基礎点と加点を合計した得点を入札価格で除して得た数値(以下「総合評価値」という。)
を比較し、総合評価値の最も高い提案書を優秀提案者として選定する。

第6 落札者の決定

支出負担行為担当官は、審査委員会の評価を踏まえ、優秀提案を行った者を落札者として決定する。なお、総合評価値が最も高い提案が同点で複数あり、優秀提案が複数選定された場合には、くじ引きにより落札者を決定する。